

空き家・空き室の活用をお考えの大家さんへ

子育て世帯等を支援するため

空き室・空き家をご登録ください！！

住宅の確保にお困りの子育て世帯、高齢者、低額所得者、被災者、障がい者等と、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ住宅の登録制度です。

空いている戸建て住宅を、子育て世帯に貸してもらえませんか？

空室を、バリアフリーに改修して、高齢者や障がい者の方に貸してもらえませんか？

アパートの1室から登録できます！



お知らせ

平成30年7月より住宅登録の手続きが簡単になりました。

メリット1 登録した住宅は専用HPに掲載され広く周知することができます。

メリット2 居住支援法人から、高齢の賃貸人等に対して見守り等が行われることにより、大家さんの不安が解消できる場合があります。

メリット3 国からバリアフリー等の改修費補助を受けることができます。※1

※1 補助を受けるには、一定の要件があります。

○問い合わせ先 北海道建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（電話 011-204-5577）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/safety-net_kaisei.htm

※住宅の所在地が札幌市、旭川市、函館市の場合の詳細は各市にお問い合わせください。

札幌市 都市局 市街地整備部 住宅課（電話 011-211-2807）

http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn_seido/tourokujutakuseido.html

旭川市 建築部 建築総務課（電話 0166-25-9708）

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439015/safetynet-jutaku.html>

函館市 都市建設部 住宅課（電話 0138-21-3385）

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017101700027/>